障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定短期入所事業所運営規程（参考例）

|  |  |
| --- | --- |
|  参　考　例 |  留意事項 |
|  |  |
| ○○○（短期入所）運営規程 | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載する。（　　）は、事業所において複数の事業を実施する場合等に記載する。 |
|  |
|  |
| 　（事業の目的） |  |
| 第１条　□□□が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 「□□□」は、開設者（法人名）を記載する。 |
| （基準第９９条） |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |  |
| 　（運営の方針） |  |
| 第２条　利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 | （基準第４条第２項、第１１０条（第１８条第１項準用）） |
|  |
|  |
| ２　前項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。 |  |
|  |
|  |
|  |  |
| 　（事業所の名称等） |  |
| 第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 |  |
| 　（１）名称　　○○○ | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載する。 |
| 　（２）所在地　新潟県新潟市××区××町○丁目○番○号 | 所在地は、住居表示等を正確に記載する。 |
|  |  |
| 　（従事者の職種、員数及び職務の内容） | （基準第１００条） |
| 第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。 |  |
| 　（１）管理者　１人 |  |
| 　　 　従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。 | （基準第１０１条（第５２条準用））（基準第１１０条（第６８条準用）） |
| 　（２）医師　○人 |  |
| 　（３）看護師　　○人 |  |
| 　（４）介護職員　○人 |  |
| 　（５）理学療法士（作業療法士）○人 |  |
| 　（６）生活支援員　○人 |  |
| 　（７）栄養士　　○人 |  |
| 　（８）調理師　　○人 |  |
| 　（９）事務職員　○人 |  |
|  |  |
| 　（利用定員） | 利用定員は、専用居室のベッド数と同数にすること。なお、空床型の場合は、定員を定めなくともよい。(基準第１０２条)（短期入所事業と一体的に日中一時支援事業を実施する場合には、その定員を定める。） |
| 第５条　事業所の利用者の定員は、○○人とする。 |
|  |
|  |  |
| 　（指定短期入所の内容） |  |
| 第６条　事業所で行う指定短期入所のサービス内容は、次のとおりとする。 |  |
| 　（１）入浴の介護又は清しき | 内容については、あくまで例示なので、事業所の実態に応じて記載すること。 |
| 　（２）排せつの介護 |
| 　（３）食事の介護 |  |
| 　（４）その他の必要な介護 |  |
| 　（５）健康管理 |  |
| 　（６）送迎サービス　　　　利用者の居宅と事業所との間の送迎 | 送迎サービスを行う場合は必ず記載すること。 |
| 　（７）相談及び助言 |  |
|  |  |
| 　（支給決定障害者等から受領する費用の額等） |  |
| 第７条　指定短期入所を提供した際には、支給決定障害者等（法第５条第２３項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から当該指定短期入所に係る利用者負担額（基準条例第２条第１２号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。 | （基準第１０５条） |
|  |
| ２　法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第２９条第３項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。 | 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を下回る額を独自に定める場合には、その額を記載すること。 |
| ３　前２項の支払いを受ける額のほか、指定短期入所において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。 | 事業所において利用者から徴収する内容について、具体的に記載すること。（記載していない内容について、利用者から徴収することはできないので、留意すること。）食費を日単位で設定している場合は、１日あたりの金額を記載すること。送迎を実施する場合であっても、費用を徴収することはできないこと。 |
| （１）食事の提供に係る費用ア　朝食　１食につき○○円（うち食材料費○円）イ　昼食　１食につき○○円（うち食材料費○円）ウ　夕食　１食につき○○円（うち食材料費○円）ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみ徴収する。（２）光熱水費　１日につき○○円（３）日用品費　実費（４）その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの　実費 |
| ４　前３項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。 |  |
|  |
| ５　第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。 |  |
|  |
|  |
| 　 |  |
| （サービス利用に当たっての留意事項）第８条 | 利用者が指定短期入所の提供を受ける際に留意すべき事項（入所生活のルール等）を記す。 |
|  |  |
| 　（緊急時等における対応方法） |  |
| 第９条　従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。 | （基準第１１０条（第２９条準用）） |
|  |
|  |
|  |
| 　（非常災害対策） |  |
| 第１０条　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業者及び利用者に周知する。２　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。３　医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。 | （基準第１１０条（第７２条準用）） |
| 訓練の実施回数等、可能な限り具体的に記載すること。 |
|  |  |
| （事業の主たる対象とする障害の種類） |  |
| 第１１条　事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。（１）身体障害者（２）　　・ | 主たる対象者を特定する場合には、障害の種別を記載する。　なお、「障害児」に含まれるのは身体障害児及び知的障害児のみであり、精神障害者のうち18歳未満の者については、精神障害者に含まれるので注意すること。 |
| （虐待防止のための措置に関する事項） |  |
| 第１４条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置（２）成年後見制度の利用支援（３）苦情解決体制の整備（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。 | （基準第４条第３項）事業所の実態に応じて、可能な限り具体的に記載すること。（解釈通知第三－３－（２０）－⑤参照。） |
|  |  |
| 　（苦情解決） |  |
| 第１３条　提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。 | （基準第１１０条（第４０条準用）） |
|  |  |
| 　（その他運営に関する重要事項） |  |
| 第１４条　従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。 | （基準第１１０条（第７０条準用）） |
|  |
| 　（１）採用時研修　採用後○か月以内 |  |
| 　（２）継続研修　　年○回 |  |
| ２　従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。 | （基準第１１０条（第３７条準用）） |
| ３　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。 |  |
|  |
|  |
| ４　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。 | （基準第１１０条（第４３条準用）） |
| ５　利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から５年間保存する。 |  |
|  |  |
| 　（日中一時支援事業） |  |
| 第１５条　事業所においては、指定短期入所と一体的に、日中、障害者及び障害児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練その他の支援（以下「日中一時支援」という。）を行う事業（以下「日中一時支援事業」という。）を実施する。 | 日中一時支援を実施しようとする場合に規定すること。なお、人員配置については、日中一時支援事業の利用者を含めた利用者数にする必要があるので留意すること。 |
| ２　日中一時支援事業の利用定員は、第５条の規定に関わらず、○人とする。 |  |
| ３　日中一時支援を提供した際（市町村からの委託による場合を除く。）には、障害者及び障害児の保護者から当該日中一時支援に係る利用者負担額（日中一時支援事業につき市町村が定める額をいう。）の支払いを受けるものとする。 |  |
| ４　第２条、第６条、第７条第３項から第５項まで、第８条から第１２条まで、第１３条第１項及び第２項並びに第１４条の規定は、日中一時支援事業について準用する。 |  |
|  |  |
| 　　　附　則この規程は、平成１８年４月１日から施行する。　　　附　則この規程は、平成１８年１０月１日から施行する。　　附　則この規程は、平成２５年４月１日から施行する。　附　則この規程は、令和４年４月１日から施行する。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ○　「留意事項」欄の「基準」とは、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）のことをいいます。　　また、「解釈通知」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）のことをいいます。○　この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載方法及び内容等については、各事業所の実情等に応じて作成してください。ただし、「基準」に規定されている内容を制約することは認められません。○　いわゆるオプションサービスを実施する場合には、その内容及び利用者から徴収する費用の額等を具体的に記載してください。 |  |
|  |
|  |
|  |